

(現行)

## 長久手市児童館運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 長久手市児童館の管理及び運営に関する規則（昭和53年長久手町規則第9号）第8条に基づき、長久手市児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究する。

(1) 管理及び運営に関する事項

(2) 前1号に定めるものほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内を持って組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市小中学校長の代表

(2) 民生・児童委員の代表

(3) 子ども会連絡協議会代表

(4) みらい子育てネットながくて代表

(5) 市小中学校P T A連絡協議会代表

(6) 未就学児保護者団体の代表

(7) 社会福祉協議会代表

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長の職務)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。